



平成 19 年 2 月 16 日

各 位

東京都渋谷区東 1 - 2 6 - 2 0  
アルファグループ株式会社  
代表取締役会長 吉岡伸一郎  
( J A S D A Q ・ コード番号 3322 )  
問合せ先  
取締役管理本部長 猪野由紀夫  
電話番号 03-5469-7300 ( 代表 )

### 第三者割当による新株式発行および新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 16 日開催の取締役会において、Deutsche Bank AG, London Branchを割当先とする新株式の発行並びにDeutsche Bank AG, London Branchを割当先とする新株予約権の発行及び証券取引法による届出の効力発生後に、Deutsche Bank AG, London Branchとの間で、新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム “TIP”）を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 一．第三者割当による新株式発行

##### 新株式発行の要領

1. 発行新株式	当社普通株式
2. 発行株式数	300株
3. 発行価額	1株につき106,200円
4. 発行価額の総額	31,860,000円
5. 資本組入額	1株につき53,100円
6. 申込期日	平成19年3月5日
7. 払込期日	平成19年3月5日
8. 新株式交付日	平成19年3月5日
9. 割当予定先及び株式数	Deutsche Bank AG, London Branch 300株
10. 新株式の継続所有等の取決めに 関する事項	当社は割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

本報道発表文は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

せん。ただし、割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成19年3月4日）より2年間に  
おいて、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した  
場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、  
譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲  
渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾  
を受けております。

11. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

（注）発行価額の決定

発行価額の算定方法は、当該新株式発行にかかる取締役会決議の直前日（平成19年2月15日）  
の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に90%を乗じた  
金額と致しました。

今回の増資による発行済株式総数の推移

1.	現在の発行済株式総数	30,354株（平成19年2月15日現在）
2.	増資による増加株式数	300株
	（増加資本金	15,930,000円）
3.	増資後の発行済株式総数	30,654株
	（増加後資本金	523,103,351円）

## 二．第三者割当による新株予約権発行

### 第1回新株予約権の発行要項

- |     |  |  |
|-----|--|--|
| 1.  | 新株予約権の名称                                   | アルファグループ株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）                         |
| 2.  | 本新株予約権の払込金額の総額                             | 金1,000,000円  |
| 3.  | 申込期日                                       | 平成19年3月5日  |
| 4.  | 割当日および払込期日                                 | 平成19年3月5日  |
| 5.  | 募集の方法                                      | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。 |
| 6.  | 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法                  |  |
| (1) | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。               |  |
| (2) | 本新株予約権の目的である株式の数は2,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。 |  |

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満

本報道発表文は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 2,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金500円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、140,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株あたりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日

がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使請求期間

平成19年3月6日から平成22年3月5日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり500円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または会社法第454条第5項に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第11項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しないものとする。

20. 行使請求受付場所

アルファグループ株式会社 本社 管理本部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、新株予約権の価値に関する一般的な価格算定手法であるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

## 第2回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アルファグループ株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,400,000円
3. 申込期日 平成19年3月5日
4. 割当日および払込期日 平成19年3月5日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の数は2,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金700円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、200,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。
10. 行使価額の修正
 

当社は平成19年3月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第19項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む。）までの3連続取引

日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93％に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、100,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求

権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成19年3月6日から平成22年3月5日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり700円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会

社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または会社法第454条第5項に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 20. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しないものとする。

#### 21. 行使請求受付場所

アルファグループ株式会社 本社 管理本部

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店

#### 23. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定手法であるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を700円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。



通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、125,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}} \right)$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、

その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成19年3月6日から平成22年3月5日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり600円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または会社法第454条第5項に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 20. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しないものとする。

#### 21. 行使請求受付場所

アルファグループ株式会社 本社 管理本部

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店

#### 23. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定手法であるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を600円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

以上

(ご参考)

## 1. 新株式及び新株予約権発行の理由等

当社グループは、当社と連結子会社9社により構成され、モバイル事業、オフィスサプライ事業、IT事業、通信サービス事業、人材事業を行っております。

この度の新株式の発行は、当社グループの中長期的な成長力の強化を目指す取り組みの一環として掲げております。主にモバイル事業のキャリアショップまたは運営受託店の出店時に発生する不動産の保証金、システム開発費用に補填する予定であります。また、今回発行を決議いたしました新株予約権の発行は当社グループの資金需要に応じて機動的な調達が可能となる特徴を有していることから、今後の業容拡大に伴う運転資金および新規事業展開に使用することも視野に入れております。

なお、Deutsche Bank AG, London Branch を割当先として、新株予約権発行（名称：行使許可条項付・TIPの設定）を行います。本スキームは、株主価値の希薄化抑制や将来株価上昇下における資金調達実行という観点から、下記の6つの理由により、他にない優れた利点を有するため、当社として最良の選択と判断いたしました。

### (1) 固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー

資金調達したい希望の目標株価を新株予約権の行使価額と定めており、当該行使価額も株価上昇に伴い、次第に行使される期待を含めて、3通りの行使価額を第一回から第三回の新株予約権のシリーズにて設定しております。

### (2) 行使許可条項

割当先による新株予約権の権利行使に関しては、原則として、当社の許可なくしては行使できない仕組みになっております。当社は割当先との間で、有価証券届出書の効力発生を停止条件として下記の内容を含む新株予約権買取契約を締結します。この契約に基づき、割当先は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から10営業日の期間に、当該行使許可に示された数量の範囲内で自由に本新株予約権を行使することができます。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。これによって当社は、割当先による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能です。

### (3) 最大希薄化株数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,000株であるため、株価動向に係らず、最大発行株式数が限定されております。（新株式の発行数を含めた最大希薄化株数は6,300株となります）

### (4) 買入消却条項

将来的に当該新株予約権による資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、もしくはそれ以上の好条件での資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセルション・フィー相当の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

### (5) 行使価額修正条項・選択権

(1)に記載の通り、新株予約権における行使価額は固定行使価額ですが、当社の選択により、

本報道発表文は、当社の新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

第二回及び第三回新株予約権についてのみ、行使価額の修正を開始することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、もしくは緊急的・機動的な資金ニーズに対して対応することが可能です。

#### (6) 自己資本調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続に関する所要時間は、有価証券届出書の待機期間も含め、通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資本調達機会を逸してしまう可能性が生じます。従って、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことで、株価上昇後の有利な価格による資本調達をスタンバイできるという効果も、今回の発行の理由の一つです。

ターゲット・イシュー・プログラム：この手法は、当社が新株の発行を希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。また割当先の権利行使に関しては、原則として、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、割当先はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。

行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1)行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、もしくは2)緊急の資金需要が発生したときのために、当社は第2回新株予約権及び第3回新株予約権については行使価額修正に関する選択権を保有しております。

## 2. 調達資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

新株式発行による払込金額の総額 31,860,000 円より発行諸費用の概算額 800,000 円を差し引いた手取概算額 31,060,000 円については、モバイル事業のキャリアショップ又は運営受託店の出店時に発生する不動産の保証金に補填する予定であります。

また、新株予約権の払込金額の総額1,183,600,000円より発行諸費用の概算額11,000,000円を差し引いた手取概算額1,172,600,000円については、同じく、当社モバイル事業のキャリアショップまたは運営受託店の出店時に発生する不動産の保証金として約500,000,000円補填する他、システム開発費用として約100,000,000円補填し、その他、業容拡大に伴う運転資金および新規事業展開に残金を使用する予定であります。

(注) 1. 新株予約権の払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(3,600,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額(1,180,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本新株予約権の総数が一括行使されることを前提として計算された金額であり、本新株予約権が分割行使された場合は減少します。また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加もしくは減少します。さらに、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

モバイル事業の業容拡大が見込まれますが、今後の業績の変動は現在精査中であり、確定したいすみやかに発表して行く所存です。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、将来の事業展開と経営基盤の強化のため、事業資金の流出を避け、内部留保の充実を図るため、利益配当を行っておりません。企業体質の強化及び出店等に備えた資金の確保を優先する方針であります。一方で株主に対する利益還元についても経営の重要課題の一つと認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、将来的には配当による利益還元を検討する所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記(1)を参照下さい。

(3) 内部留保資金の用途

継続的な成長・発展のための設備投資等に充当していく計画であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株あたり当期純利益	31,142.61円	12,276.08円	2,473.49円
1株あたり年間配当金 (1株あたり中間配当金)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本利益率	24.8%	27.5%	4.4%
株主資本配当率	- %	- %	- %

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. 当社は、平成16年9月21日付をもって株式分割(1株につき4株の割合で分割)を行っております。なお、平成17年3月期の1株あたりの当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

4. 過去3決算期間における配当はございませんので、1株当たり年間配当金、実績配当性向、株主資本配当率は記載しておりません。

#### 4. その他

##### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 19 年 2 月 15 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 23.0%になる見込みであります。

(注) 潜在株式の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数 970 株及び今回発行する新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数 6,000 株を、平成 19 年 2 月 15 日現在の発行済株式総数 30,354 株(自己株式を含む。)で除し、小数点第 2 位を四捨五入した数値であります。ただし、新株予約権の権利行使により交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する場合があります。

##### (2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

過去 3 決算期間および直近の株価の推移等

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
始 値	- 円	2,100,000 円	326,000 円	205,000 円
高 値	- 円	3,590,000 円 ( )607,000 円	341,000 円	227,000 円
安 値	- 円	1,770,000 円 ( )300,000 円	167,000 円	99,000 円
終 値	- 円	323,000 円	203,000 円	128,000 円
株価収益率	- 倍	24.7 倍	- 倍	- 倍

(注) 1. 平成 19 年 3 月期の株価については、平成 19 年 1 月 31 日現在で記載しております。

2. 株価収益率については、連結ベースの数値にて算出しており、平成 19 年 3 月期については、未確定のため記載していません。

3. ( ) 印は株式分割による権利落後の株価であります。

##### (3) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		Deutsche Bank AG, London Branch
割当株式数		300 株
割当新株予約権数		6,000 個
割当予定先の内容	住所	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London BC2N 2DB, England, UK
	代表者の氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
	資本金の額	1,343 百万ユーロ
	発行済株式総数	525 百万株
	事業の内容	銀行業
	大株主及び持株比率	該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数：なし 割当予定先が保有している当社の株式の数：なし
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

(注) 資本の額、大株主比率及び出資関係は、平成 18 年 12 月 31 日現在のものです。

(4)本新株式および予約権発行日程（予定）

平成 19 年	2 月 16 日（金）	新株式発行・新株予約権発行決議取締役会 有価証券届出書提出（関東財務局）
	3 月 4 日（日）	有価証券届出書効力発生予定日
	3 月 5 日（月）	申込期日
	3 月 5 日（月）	払込期日
	3 月 6 日（火）	新株予約権行使開始日

(5)その他

当社と割当予定先である Deutsche Bank AG, London Branch は借株契約を締結しておりません。

以上